

沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例(案)の概要

地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、住民監査請求や住民訴訟等によって知事等又は職員の県に対する損害賠償責任が生じた場合、県に損害を与えた職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任の一部を免れさせる（賠償責任を限定する）旨を定める。

賠償責任の上限額

職責に応じた区分	賠償責任の上限額
知事	基準給与年額 × 6
副知事、教育長、教育委員会委員、公安委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員	基準給与年額 × 4
人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、公営企業管理者、病院事業管理者、警察本部長	基準給与年額 × 2
その他の職員（事務職員、教育職員、警察職員等）、その他の地方警務官	基準給与年額 × 1

条例適用のイメージ

